

佐久都市計画道路の変更案 (中部横断自動車道(山梨県境~八千穂高原IC)の追加)を縦覧します ~都市計画の案についてご意見を募集します~

佐久都市計画道路の変更案について、都市計画法の規定に基づき以下のとおり縦覧しますので、ご意見のある方は意見書の提出をお願いします。

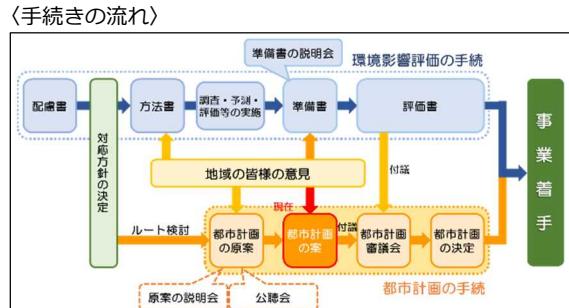
1 縦覧期間

- 令和8年2月2日(月)～3月2日(月) 午前8時30分～午後5時15分
(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く)

2 縦覧方法

(1) 図書の備え置きによる縦覧

- ①都市・まちづくり課(長野市大字南長野字幅下692-2)
- ②佐久建設事務所整備課(佐久市白田2015)
- ③佐久市建設部道路建設課(佐久市中込3056)
- ④小海町産業建設課(南佐久郡小海町大字豊里57-1)
- ⑤佐久穂町建設課(南佐久郡佐久穂町大字高野町569)
- ⑥南牧村産業建設課(南佐久郡南牧村海ノ口1051)



(2) インターネットによる縦覧

<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/toshi/keikaku/tetsuzuki/saku-doro.html>

3 ご意見をお聴きする都市計画案の内容

- 佐久都市計画道路の変更【長野県決定】
- 1・4・1号南牧佐久線(中部横断自動車道(山梨県境~八千穂高原IC))

4 意見書の提出

- 提出期間: 2月2日(月)～3月16日(月)
- 提出先: 上記2(1)の場所と同じ
- 対象者: 佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村の住民及び事業に係る利害関係人

【意見書提出に係る留意事項】

- 意見書を提出される方は、上記2(1)の場所又は県ホームページにある「意見書」に意見をご記入の上、提出期間内に持参又は郵送してください。(持参の場合は、提出期間最終日の午後5時15分までに提出されたもの、郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。)
- ファクシミリ、電子メールによる提出はできませんのでご了承ください。
- 提出された意見書の要旨は、縦覧後に行われる「長野県都市計画審議会」の資料として提出します。また、個人のプライバシーに配慮した上で、公表することもありますのでご了承ください。

※詳細については、上記2(2)の県ホームページをご覧ください。

5 その他

中部横断自動車道(長坂～八千穂)の環境影響評価準備書も併せて縦覧します。

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0
～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先)

担当	当 都市・まちづくり課 今吉、井出、進藤
電話	026-235-7298(直通) 026-235-7296(代表)内線3362
ファクシミリ	026-252-7315
電子メール	toshi-machi@pref.nagano.lg.jp